（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十二条の三　法第四十七条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第四十四条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

第二十三条及び第二十六条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第三十四条中「であった期間は」を「であった期間は、」に改め、「とし、法第四十七条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定又はアイルランド協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から当該退職の日の属する月までの期間」を削り、同条に次の二項を加える。

2　法第五十一条第二項において準用する法第四十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から前項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

3　法第五十一条第二項において準用する法第四十七条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定又はアイルランド協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

第四十条に次の二号を加える。

十一　ブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令

十二　スイス協定第一条1(c)に規定するスイス連邦の法令

第四十四条第二項第二号中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三　ブラジル協定　社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をいう。

二十四　スイス協定　社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をいう。

第十六条に次の一号を加える。

三　ブラジル協定

第十八条に次の一号を加える。

七　スイス協定

第十九条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

第二十二条の二　法第六十四条第七項及び第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十二条の三　法第六十四条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十一条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

第二十三条及び第二十六条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第三十四条中「であった期間は」を「であった期間は、」に改め、「とし、法第六十四条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定又はアイルランド協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から当該退職の日の属する月までの期間」を削り、同条に次の二項を加える。

2　法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から前項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

3　法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定又はアイルランド協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

第四十条に次の二号を加える。

十一　ブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令

十二　スイス協定第一条1(c)に規定するスイス連邦の法令

第四十四条第二項第二号中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部改正）

第四条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の六の次に次の二号を加える。

十七の七　ブラジル協定　社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をいう。

十七の八　スイス協定　社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をいう。

第十八条に次の一号を加える。

三　ブラジル協定

第二十条に次の一号を加える。

七　スイス協定

第二十一条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

第二十四条の二　法第八十二条第七項及び第八十六条第二項において準用する法第八十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十四条の三　法第八十二条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第七十九条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

第二十五条及び第二十八条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第三十六条第二項中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八十六条第二項において準用する法第八十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から前項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

第四十二条に次の二号を加える。

十一　ブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令

十二　スイス協定第一条1(c)に規定するスイス連邦の法令

第四十六条第二項第二号中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。